

ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事に関する工事協定書

東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30外において、「ふじみ衛生組合新ごみ処理施設建設工事」（以下「本工事」という。）を行うにあたり、地域環境の保全を目的に、地元協議会（以下「甲」という。）とふじみ衛生組合（以下「乙」という。）は、本工事施工にあたり下記のとおり、周辺住民の健康及び安全の確保、財産保全、工事公害防止、環境保全等に関し、必要な事項を定める。

（本工事の概要）

第1条 本工事の工事概要は次のとおりとする。

- （1）延べ面積 約12,500 m²
- （2）建築面積 約5,400 m²
- （3）高さ 建屋：28m 煙突：100m
- （4）用途 ごみ焼却場
- （5）構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- （6）階数 地上5階 地下1階建て
- （7）焼却方式 ストーカ式焼却炉 288t/日（144t/日炉×2炉）

（関係法規の遵守）

第2条 乙は、本工事の施工にあたり建築基準法、騒音規制法、振動規制法、労働安全衛生法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等の関係法規を遵守するものとする。

（工事期間）

第3条 工事期間は、平成22年8月2日（着工予定）から平成25年3月31日（竣工予定）までとする。ただし、仮囲いの設置等の準備工事は除く。

2 本工事は、原則として毎週日曜日には作業を行わない。また、年末年始（12月30日から1月3日まで）及び夏季（8月13日から8月16日まで）等に休業期間を設定する。なお、国民の祝日・休日及び土曜日については、振動・騒音の少ない工事に限って行う。

3 夏季期間は、工事期間中の5月1日から9月30日までとする。

4 試運転期間は平成24年10月から平成25年3月31日までとし、試運転の内容については、甲乙協議のうえ、別途協定を締結するものとする。

5 工事期間を変更する場合は、事前に甲乙協議のうえ変更するものとし、乙は近隣住民に通知するものとする。

（作業時間）

第4条 本工事の工事作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。ただし、次の事項については、この限りではない。

- (1) コンクリート工事における、打設の残作業・金ゴテ押さえ等中断できない作業
 - (2) 外部に粉じん・騒音が漏れることの無い、室内における作業
 - (3) 夏季期間における1時間の工事時間延長（午前8時から午後6時まで）
 - (4) 台風、地震等の自然災害の復旧工事による1日2時間以内の工事時間延長
- 2 工事作業員の通勤用車両及び準備、片付け作業については、延長した工事も含め、工事の前後1時間以内に車両の出入り及び作業を行うものとする。
 - 3 現場管理する人員の通勤用車両の出入りは、作業時間に含まれないものとする。
 - 4 上記記載以外の作業で作業時間を変更する場合は、事前に甲乙協議のうえ変更するものとし、乙は、近隣住民に通知するものとする。

（工事用車両等の運行）

第5条 乙は、工事用車両等の運行及び工事現場への出入りについては、第3条及び第4条に定めるとおりとする。また、警備員を配置し常に安全を確保するものとする。ただし、特殊車両等で道路交通法等により規制がかかる場合は、規制に従うものとする。

- 2 工事用車両等の出入りは、東八道路側(A)ゲートは左折入場及び左折出場、西側(B)ゲートは右折入場及び左折出場とするものとする。
- 3 乙は、工事用車両等の通行に際して、一般の交通に支障を及ぼすことのないよう配慮するものとする。また、万一工事用車両等による事故が発生した場合、乙は誠意をもって対処するものとする。
- 4 工事用車両等の運行については、関係官庁との打ち合わせ事項を遵守し、万全の対処をするものとする。
- 5 工事用車両等の運行については、構内走行速度（時速10km）を遵守するものとする。
- 6 工事用車両等の待機場所を定め、周辺道路での駐車は行わないものとする。
- 7 工事用車両には、工事名を記入したステッカーを表示させるものとする。

（工事中の騒音、振動、塵埃(じんあい)対策）

第6条 乙は、本工事中に発生する騒音、振動及び塵埃を最小限にとどめる機種を使用し、抑制する工法を採用するものとする。

- 2 乙は工事中、騒音計・振動計を設置し、工事時間中は毎日連続記録を取るものとし、そのデータを公表するものとする。
- 3 乙は、本工事中発生する騒音、振動については、環境影響評価書を遵守して施工するものとする。

(安全対策)

第7条 乙は、本工事にあたり、工事現場周囲に仮囲い又は、金網、シート、守護網、散水等を施して、落下物、飛来物、塵埃、塗料の飛散等による被害・災害を防止するとともに、子供等の出入りができないようにするなど、最大限の安全対策を講じるものとする。

2 乙は、本工事関係者が近隣住民に迷惑を及ぼさぬよう十分注意・監視するものとする。

(電波障害)

第8条 乙は、本工事に起因して、周辺住民にテレビ電波障害が生じた場合は、乙の負担において調査を行ったうえ、対策工事を実施するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、本工事に起因して、近隣住民の健康及び財産に被害を及ぼした場合には誠意をもって対処し、乙の負担において調査を行ったうえ賠償するものとする。

2 乙は、本工事において甲及び周辺住民からの苦情に対し誠意をもって対応するものとする。

(廃棄物対策等環境保全)

第10条 乙は、本工事中に発生する建設廃棄物の抑制に努め、近隣に飛散させないように十分な注意を払うものとする。また、廃棄物として場外処分する場合には、適正に処理・処分するものとする。

2 乙は、工事用車両に付着した泥等は、場内で洗浄し取り除いた後に、道路を通行させるものとする。

3 乙は、本工事期間中、道路上及び現場付近に落としたごみ、資材の破片、土砂等が発見された場合は直ちに清掃するものとする。

4 乙は、本件工事に係る仮設トイレ等の使用管理を厳重にし、近隣住民等に不快感を与えないように配慮するものとする。

(排水対策)

第11条 本工事で発生する排水は、沈殿処理等を行い、下水道放流基準に適合させた後、公共下水道に放流するものとする。

(火災防止対策)

第12条 乙は、本工事期間中の火災予防について万全を期するものとする。

2 乙は、現場内での焚き火をさせないこととする。

(工事管理)

第13条 乙は、本工事中、工事施工者に次の事項を遵守させることとする。

(1) 現場代理人及び監理技術者を常駐させ、安全、品質及び工程等の施工管理を行うこと。

- (2) 週間作業計画を掲示すること。
- (3) 作業時間外、休業日の緊急連絡先を明示すること。

(風紀)

第14条 乙は、次のことについて工事施工者に遵守させるものとする。

- (1) 本工事関係者の周辺住民に対する言動等について、十分注意し、現場の規律を保持すること。
- (2) 本工事期間中、作業員を本工事敷地内の現場事務所、詰め所等に宿泊させないこと。
- (3) 煙草の吸殻、飲み物の空き缶、ペットボトル等は専用の入れ物を設置し、道路等に投げ捨て、放置を絶対にさせないこと。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

- 2 この協定に、乙が違反した場合は、甲は、ただちに是正を求めることができる。
- 3 この協定は、甲として「地元協議会会長」及び「ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱第3条第3項に定める自治会等」と乙として「ふじみ衛生組合管理者」が、それぞれ記名押印のうえ締結する。また、本協定書は、2通作成し甲乙各1通を保有する。

平成22年2月26日